

# 上三川町財政適正化計画

平成24年度～平成26年度

## 1 計画策定の趣旨

国内外の厳しい経済情勢の影響を受け、町税の収入が落ち込むなど本町の財政運営は厳しさを増していることから、将来を見据え持続可能な財政運営を図るため、「上三川町財政適正化計画」を策定する。

本計画を推進することにより、平成24年度から平成26年度までの本町普通会計予算の適正化を図るものとする。

## 2 計画の期間

平成24年度予算に反映させることから、計画の期間は平成23年7月20日から平成27年3月31日までとする。

## 3 背景及び現状

### (1) 背景

国内経済は、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界的な経済危機の影響を受け、大きく悪化した。平成21年・22年の政府の経済危機対策等の政策により一部の業種で持ち直しが見られるものの、全体的には停滞している。

このような中、新卒者・若年者の厳しい雇用情勢が続き、一方急激な円高・株安の進行が見られ、景気の先行きは依然不透明な状況にあり、加えて平成23年3月11日の東日本大震災により多くの人、企業等が被災し、国内経済、産業は、さらに大きなダメージを受けている。

このような影響を受け、本町においても近年財政を支える町税の落ち込みが続いており、一方歳出においては少子高齢化対策等のため政策的経常経費の割合が増えるなど、厳しい予算編成を余儀なくされている。

(2) 町税・地方交付税の状況

本町の特性として、町民税は、町内の大企業の経営状況により、1年間で20%以上の増減があり、安定した収入源となっていない。平成22年度の町民税は平成18年度町民税の53.3%であり、16億2,600万円の減となっている。

町税は、平成19年度以降減収基調にあり、これを反映し平成22年度には普通交付税が交付されている。

表1 町税・地方交付税（普通会計の決算）の推移

(単位：千円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
町税	7,304,805	6,027,907	6,436,013	6,109,108	5,891,902
町民税	3,484,175	2,024,443	2,245,180	1,999,006	1,858,027
固定資産税	3,278,268	3,452,443	3,639,958	3,584,930	3,483,002
軽自動車税	46,738	51,398	53,625	54,014	55,922
町たばこ税	265,402	265,239	258,028	238,199	258,899
都市計画税	230,222	234,384	239,222	232,959	236,052
地方交付税	21,008	37,483	99,705	134,351	405,515
普通交付税	—	—	—	—	245,419
特別交付税	21,008	37,483	99,705	134,351	160,096
計	7,325,813	6,065,390	6,535,718	6,243,459	6,297,417

(3) 目的基金残高の状況

平成22年度末の目的基金の残高総額は、平成18年度末に対し62.8%となり、20億7,400万円の減額となっている。とりわけ、地域振興基金の減少が著しくなっている。

表 2 目的基金残高（年度末）の推移

（単位：千円）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
財政調整基金	1,206,641	694,218	817,074	818,467	814,288
町債管理基金	1,925,576	1,735,273	1,743,972	1,491,264	1,606,509
地域振興基金	1,678,049	940,254	817,458	585,383	446,994
社会福祉基金	214,080	206,743	197,956	189,898	178,020
町営住宅施設整備基金	91,804	92,095	92,352	92,513	92,667
義務教育施設整備基金	463,570	465,136	466,483	456,443	367,305
計	5,579,720	4,133,719	4,135,295	3,633,968	3,505,783

(4) 地方債現在高の状況

平成 22 年度末の地方債現在高総額は、平成 18 年度末に対し 110.2% となり、20 億 5,900 万円の増額となっている。とりわけ、一般会計の現在高が 15 億 2,500 万円の増となっている。

表 3 地方債現在高（年度末）の推移

（単位：千円）

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
一般会計	7,969,991	9,719,577	9,700,697	9,641,094	9,494,978
公共下水道会計	6,542,811	6,719,525	6,761,235	6,802,700	6,712,163
農集排会計	2,787,392	3,262,052	3,464,286	3,718,992	3,664,121
上水道会計	2,225,321	2,188,162	2,303,657	2,487,946	2,399,891
計	20,212,190	21,939,258	22,229,875	22,650,732	22,271,153

(5) 財政指標の状況

財政指標は、税収の増減により大きく変動するが、平成22年度は普通交付税が交付されたように、財政力指数（単年度）は0.950となり、経常収支比率に着目すると、平成22年度においては87.1%と高い比率を示している。このことから、財政の弾力性が失われつつあることが分かる。

表4 財政指標の推移

(単位：千円、%)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
基準財政需要額	4,456,732	4,565,608	4,717,983	4,754,363	4,869,444
基準財政収入額	6,099,929	6,431,887	4,914,847	4,902,347	4,624,025
標準財政規模	7,984,774	8,416,046	6,660,041	6,796,159	6,831,900
財政力指数(単年度)	1.369	1.409	1.042	1.031	0.950
財政力指数(3ヵ年平均)	1.278	1.426	1.273	1.161	1.008
実質収支比率	5.0	4.5	8.3	9.5	7.9
公債費比率	9.3	8.0	9.1	8.6	8.6
起債制限比率	7.5	6.8	6.7	6.2	5.8
経常収支比率	64.4	91.6	81.3	86.0	87.1

※経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費（必ず支出しなければならない「固定費」）が占める割合で、比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減り、目安として、次のようにいわれる。

75%～80%未満 - 妥当である

80%以上 - 弾力性を失いつつある

90%以上 - 財政構造が硬直化している

95%以上 - 総務省の財政運営ヒアリング対象団体

経常収支比率=経常経費充当一般財源×100÷(経常一般財源+減税補填債+臨時財政対策債)

経常収支比率が85%を超える場合、財政健全化に向け、地方債の繰上償還の指導が出てくる。

#### (6) 経常経費へ充当した一般財源の状況

経常経費へ充当した一般財源の推移をみると、総額は平成20年度に老人保健事業が後期高齢者医療事業に移行になったため、一時的に減少したものの、その後増加傾向にある。

人件費は減少しているが、物件費、補助費等及び繰出金が増加している。

物件費は、平成20年度に上三川いきいきプラザ指定管理の開始により増大している。

繰出金は、平成19年度に用地先行取得特別会計の買い戻しがあったため、一時的に大きく増加している。平成22年度は、農業集落排水事業の供用開始に伴い受益者負担金の徴収があったため一時的に減少しているが、増加基調にある。

平成22年度の一般財源充当の経常的支出の性質別内訳は、金額の大きい順に、次のとおりとなる。

物件費では、上三川いきいきプラザ指定管理費1億807万円、給食センター人材派遣委託6,211万円、公園施設管理委託5,490万円、図書館指定管理費5,526万円、がん・結核検診事業委託4,352万円等がある。

扶助費では、児童医療費助成1億1,193万円、重度心身障害者医療費助成3,700万円、福祉作業所指定管理2,282万円、第3子以降出産祝金1,040万円等がある。

補助費等では、水道事業会計補助金5,822万円、私立保育園助成事業4,760万円、社会福祉協議会補助金3,966万円、巡回バス運行事業2,925万円、町税前納報奨金2,523万円等がある。

表5 経常経費へ充当した一般財源の推移

(単位：千円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
経常経費へ充当した一般財源	5,343,561	5,989,544	5,870,256	5,922,742	5,805,419
人件費	1,645,628	1,598,155	1,525,258	1,489,508	1,484,910
物件費	884,662	912,134	1,127,362	1,137,512	1,143,962
維持補修費	25,850	29,739	24,770	35,215	32,916
扶助費	342,494	402,827	426,782	417,782	453,751
補助費等	916,150	1,008,178	1,036,632	1,088,700	1,033,005
公債費	967,794	943,110	881,892	881,358	886,086
投資出資金貸付金	119,829	21,026	0	2,949	3,117
繰出金	441,154	1,074,375	847,560	869,718	767,672

(7) 類似団体、全国市町村平均、栃木県市町村平均との財政指標比較の状況

類似団体での比較において、「実質公債費比率」は、「財政力指数」に比較し類似団体内順位は低くなっているものの、比較的低い数字を示している。「経常収支比率」や「人件費・物件費等の決算額」については、「財政力指数」に比較し類似団体内で低い順位にあり、悪化傾向にある。

表6 財政指標比較の推移

(単位：円、%)

区 分		H19	H20	H21
財政力指数	上三川町	1.43	1.27	1.16
	類似団体平均	0.83	0.83	0.75
	類似団体内順位	4/44	6/43	6/41
	全国市町村平均	0.55	0.56	0.55
	栃木県市町村平均	0.79	0.79	0.79

実質公債費比率	上三川町	7.8	7.9	7.9
	類似団体平均	11.1	10.9	11.3
	類似団体内順位	13/44	13/43	11/41
	全国市町村平均	12.3	11.8	11.2
	栃木県市町村平均	11.1	11.0	10.3
経常収支比率	上三川町	91.6	81.3	86.0
	類似団体平均	82.6	83.5	85.4
	類似団体内順位	32/44	13/43	16/41
	全国市町村平均	92.0	91.8	91.8
	栃木県市町村平均	88.7	88.4	89.7
額 (人口一人当たり) 人件費・物件費等決算	上三川町	89,568	94,581	96,581
	類似団体平均	114,507	113,004	115,666
	類似団体内順位	6/44	8/43	16/41
	全国市町村平均	116,898	114,142	115,856
	栃木県市町村平均	109,422	106,290	109,111

※実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、段階的に基準が設けられている。

18%以上 - 地方債発行に国や都道府県の許可が必要になる。

25%以上 - 独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に指定される。

35%以上 - 国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

#### 4 今後の財政見通し

##### (1) 財政計画

平成22年度実施計画をベースに平成24年度以降をこれまでと同じ規模で推移するとして、平成27年度までの財政計画を作成した。この財政計画から今後の財政を見通すと、次のようになる。

表7 財政計画（平成23年度から平成27年度まで）

（歳入）

（単位：千円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
町税	5,597,108	5,617,208	5,631,182	5,649,182	5,556,982
譲与税等	583,800	612,000	612,000	612,000	612,000
地方交付税	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
分担金・負担金	107,562	102,227	102,227	102,227	102,227
使用料・手数料	57,891	62,071	62,071	62,071	62,071
国県支出金	2,168,421	2,015,157	1,958,960	1,958,045	1,958,045
繰入金	1,041,211	759,145	676,054	637,054	697,804
地方債	807,100	746,900	573,100	573,100	573,100
その他	351,907	268,250	268,250	268,250	268,250
計	10,965,000	10,432,958	10,133,844	10,111,929	10,080,479

（歳出）

（単位：千円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	1,590,185	1,531,529	1,538,343	1,520,107	1,499,827
物件費	1,633,228	1,671,384	1,635,352	1,643,908	1,662,949
扶助費	1,779,709	1,772,181	1,782,314	1,793,636	1,805,184
補助費等	1,472,295	1,494,263	1,501,627	1,501,627	1,501,627
普通建設事業	2,157,422	1,599,611	1,253,132	1,253,132	1,253,132
公債費	962,897	987,358	986,970	925,023	843,280
繰出金	1,273,409	1,275,395	1,303,954	1,343,259	1,383,243
その他	95,855	101,237	132,152	131,237	131,237
計	10,965,000	10,432,958	10,133,844	10,111,929	10,080,479

※平成23年度は当初予算の金額を記載している。

(2) 財政計画から算定した3基金残高の見込み

平成23年度当初予算では3基金（財政調整基金、町債管理基金、地域振興基金）で7億4,900万円を取り崩しており、さらに平成24年度以降は、これら3基金の財政計画での取り崩し額から各年度末の残高を算定すると、表8のようになる。

財政運営を支える3基金については、東日本大震災のため、この見込みよりさらに減少することも予想される。

表8 財政計画から算定した3基金残高（年度末）の今後の見込み

（単位：千円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
財政調整基金	669,818	468,818	468,818	468,818	248,818
町債管理基金	1,186,247	966,247	576,247	216,247	247
地域振興基金	148,256	9,156	156	-	-
計	2,004,321	1,444,221	1,045,221	685,065	249,065

※平成23年度は当初予算から算定している。ただし、財政調整基金は、決算後の前年度繰越金から2億円を戻し入れている。

(3) 財政計画からみた地方債残高の見通し

上三川町集中改革プラン（2期）に平成26年度末地方債残高を平成20年度末残高の5%削減を目標に掲げていることから、財政計画は、この目標どおり地方債の発行を抑制することとして作成した。

表9 財政計画から算定した地方債残高の今後の見込み

（単位：千円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
地方債残高	9,794,434	9,696,377	9,424,994	9,213,162	9,076,498

## 5 財政運営の課題

### (1) 基金の枯渇

財政計画に基づく財政見通しから、平成27年度には財政調整基金が激減し、財政運営ができなくなる懸念がある。さらに町債管理基金については枯渇することが見込まれるが、経常収支比率が高い中、新たな地方債の繰上償還が求められる場合があり、町債管理基金についても一定以上の水準が求められる。

このようなことから、歳出構造を見直すことにより歳出の削減を図り、基金に頼らない財政運営を行う必要がある。

### (2) 経常収支比率の上昇

経常収支比率が平成21年度から85%を超えているが、経常収支比率が高くなると臨時的事業の実施が困難となり、また新たな行政需要に対応できなくなる事態が懸念されるので、経常収支比率を下げる必要がある。

## 6 財政適正化の基本方針

本町では、これまで総合計画に基づき事務事業の節減合理化等行政改革を進める中、町の将来像「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の実現のため、諸施策を積極的に推進してきた。

このような中、東日本大震災の影響による町税のさらなる減収や基金の枯渇化など、今後今までにない厳しい財政運営が予想されている。

このようなことから、今後も安定した行政サービスを提供していくため、財政の弾力化を確保するなど、将来とも健全な財政運営を確保していくものとする。

そのため、今後の予算編成にあたっては、基金の適正な額の確保、地方債発行の抑制、経常収支比率の低下を目標に、次の4つの主要な項目を推進する。

- (1) 事務事業の整理見直し
- (2) 経常経費に占める物件費及び補助費等の縮減
- (3) 新規の経常的事業実施の凍結
- (4) 事務事業の財源確保

○数値目標（平成26年度）

- (1) 財政調整基金を6億円（単年度町税収入の1割）確保する。
- (2) 町債管理基金を5億円（単年度地方債償還額の1年分の1/2）確保する。
- (3) 地方債の残高を92億1,566万2千円以下とする。
- (4) 経常収支比率を85%未満に下げる。

7 具体的な実施方針

(1) 事務事業の整理見直し

① 実施計画の一般財源の配分枠の設定等

- ・実施計画要求時において、一般財源の配分枠を設定する。
- ・地方債事業については、財政担当との事前協議を経て要求する。

② 経常経費を含む指定事業評価の実施

- ・指定事業（町長指示事項も含む）に毎年度のPDCAサイクルを導入し、事業の見直し、廃止等の方向を明確にする。

Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などを基に業務計画目標の作成。

Do（実施・実行）：計画に沿って業務の実施。

Check（点検・評価）：実施業務について計画・目標の達成度を確認。

Action（処置・改善）：計画・目標の達成度から改善、縮小、廃止等の処置。

事業終了、事業縮小、事業維持、事業拡大の根拠を明確にする。

③ 地方債発行の抑制

- ・上三川町集中改革プラン（第2期）に基づき、地方債の発行を着実に抑制する。

④ 人件費の抑制

- ・一般職については、定員適正化計画に基づき定員管理を行い、人件費を着実に抑制する。

- ・特別職については、職務内容等に基づき、必要に応じ整理統合等を行うとともに、適正な報酬単価を確保するため、任期の時期に見直しを実施する。

## (2) 経常経費に占める物件費及び補助費等の縮減

### ① 物件費

- ・業務委託及び指定管理については、業務内容を見直し、委託料等の削減に努める。

### ② 補助費等

- ・町単独補助費等（国県等の補助事業で上乘せ事業分を含む）については、福祉的補助費等（所得制限の設置）への移行又は縮小、廃止等の見直しを行う。
- ・各種負担金は、法令負担金、法令外負担金（栃木県市町村法令外負担金審議幹事会で審議のもの）以外の団体負担金（会議、大会等負担金を除く。）について、原則として廃止する。

## (3) 新規の経常的事業実施の凍結

- ・新規の経常的事業（町単独）については、原則として凍結する。
- ・新規の経常的事業（町単独）の予算を要求する場合は、要求する課等の既存事業の廃止等により財源確保を行うものとする。

## (4) 事務事業の財源確保

- ・使用料、手数料（特別会計を含む）については、原価を把握し、減免率を定めるなど見直しを行う。
- ・国県補助金の他各種財源の確保に努め、又は積極的に導入する。
- ・目的基金の柔軟な廃止・創設等を図る。
- ・町税、負担金、使用料等の徴収率の向上を図る。